

発表項目 (行事名)	特措法に基づく飲食店への営業時間の変更命令の違反に係る過料の決定について																																														
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	-		発表者	-																																										
				発表場所	-																																										
概要	<p>○ 令和3年のまん延防止等重点措置(6月21日～7月11日、8月2日～26日)において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項に基づく営業時間の変更命令の違反を確認し、管轄の地方裁判所に対し、過料事件を通知していた120件(店舗)のうち、結果が出ていなかった1件(店舗)について、本日までに「過料に処する」との決定内容を確認しましたので、お知らせします。</p> <p>※ 公表する情報は、国の通知において、「非訟事件は、原則非公開の手続きであることから、謄本請求が認められたとしても、過料を科すことが決定した施設名等の公表については、非訟事件手続法の趣旨を踏まえれば、認められない。過料決定の件数については、不利益情報の公表とは考えにくいため、公平性を担保する観点からも、積極的な公表が望ましい。」とされているため、件数のみとします。</p> <p>なお、特措法上のまん延防止等重点措置における命令違反の過料の額は、「20万円以下」です。</p> <p>※ 今回の発表で、道が裁判所に過料事件を通知した全件の結果が出たこととなります。</p> <p>(参考) 過料決定状況等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">まん延防止等重点措置 (R3.6.21～7.11)</th> <th colspan="2">まん延防止等重点措置 (R3.8.2～8.26)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>日付</th> <th>件数(店舗数)</th> <th>日付</th> <th>件数(店舗数)</th> <th colspan="2">件数(店舗数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過料通知</td> <td>R3.7.29</td> <td>36</td> <td>R3.10.14</td> <td>84</td> <td colspan="2">120 ※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">過料決定</td> <td></td> <td>過料に処する</td> <td>処罰しない ※2</td> <td></td> <td>過料に処する</td> <td>処罰しない ※2</td> <td>過料に処する</td> <td>処罰しない ※2</td> </tr> <tr> <td>R3.11.17 ※3</td> <td>32</td> <td>0</td> <td>R4.6.13 ※3</td> <td>82</td> <td>1</td> <td rowspan="2">118</td> <td rowspan="2">2</td> </tr> <tr> <td>R4.1.24 ※3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>R5.3.30 ※3</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 延べ数です。 ※2 理由は公表しません。 ※3 決定日ではなく、報道発表日です。</p>					まん延防止等重点措置 (R3.6.21～7.11)		まん延防止等重点措置 (R3.8.2～8.26)		合計		日付	件数(店舗数)	日付	件数(店舗数)	件数(店舗数)		過料通知	R3.7.29	36	R3.10.14	84	120 ※1		過料決定		過料に処する	処罰しない ※2		過料に処する	処罰しない ※2	過料に処する	処罰しない ※2	R3.11.17 ※3	32	0	R4.6.13 ※3	82	1	118	2	R4.1.24 ※3	3	1	R5.3.30 ※3	1	0
	まん延防止等重点措置 (R3.6.21～7.11)		まん延防止等重点措置 (R3.8.2～8.26)			合計																																									
	日付	件数(店舗数)	日付	件数(店舗数)	件数(店舗数)																																										
過料通知	R3.7.29	36	R3.10.14	84	120 ※1																																										
過料決定		過料に処する	処罰しない ※2		過料に処する	処罰しない ※2	過料に処する	処罰しない ※2																																							
	R3.11.17 ※3	32	0	R4.6.13 ※3	82	1	118	2																																							
	R4.1.24 ※3	3	1	R5.3.30 ※3	1	0																																									
参考																																															

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付

担当 (連絡先)	保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課 課長補佐 坂田 ダイヤル: 011-206-0492 内線: 38-922
-------------	--